

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの
指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和元年9月20日
岐阜県商工労働部産業技術課
岐阜県都市建築部住宅課

1 施設の概要

名 称	ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ
所 在 地	大垣市加賀野四丁目1番地7 ほか4地（本館） 同 市小野四丁目35番地10（第一別館） 同 市今宿六丁目52番地16（第二別館） 同 市今宿六丁目52番地18（第三別館及びソピア・フラッツ）
設置目的	（1）ソフトピアジャパンセンター 地域の生活、産業及び行政の情報化を推進し、併せて情報産業の育成を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の振興に寄与するとともに、我が国及び世界における理想的な情報社会の構築に貢献すること。 （2）県営住宅ソピア・フラッツ 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより県民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。
根拠条例	（1）ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号） （2）岐阜県県営住宅条例（昭和35年岐阜県条例第2号）

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和元年6月28日から令和元年8月13日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ	◎伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 株式会社コングレ カワボウテキスチャード株式会社 グレートインフォメーションネットワーク株式会社 グローブシップ株式会社

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

令和元年9月12日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者をソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）